

市内幼稚園の新制度移行に係る利用定員について

1. 子ども・子育て会議における意見聴取について

学校法人緑ヶ丘学園が運営する緑ヶ丘第三幼稚園（中間市浄花町 21-1）が、令和 7 年 4 月 1 日に新制度への移行を予定しており、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定に基づき、利用定員の設定についてご意見をいただくものです。

2. 利用定員について

「利用定員」とは、子ども・子育て支援法における施設等が給付費の対象であることの確認を受ける際に設定が必要な定員のことで、認可定員の範囲内で定める定員のことです。

「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき、中間市が定めることとなりますが、設定に際し、子ども・子育て会議の意見聴取を行うことが子ども・子育て支援法で規定されています。

○利用定員の内容

利用定員数	1号認定			認可定員数
	3歳児	4歳児	5歳児	
104人	36人	34人	34人	200人

上記のとおり、実際の受け入れ状況に合わせた利用定員を設定いたします。

また、新制度移行にあたり、施設の改修等は行わず、現在の園舎をそのまま利用します。

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

第 31 条 第 27 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、第 19 条第 2 号及び同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第 72 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- 二 略
- 三 略